

旅館・ホテルにおける

新型コロナ対策総合ガイドライン

【セルフチェック票】

宿泊客に安全・安心な滞在を提供するために
～万全のコロナ対策でおもてなし～

旅館・ホテル名

ガイドラインについて

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、特に事業者には、感染症拡大防止対策を講じることで、安全・安心なサービスを提供し、経済活動の両立を図ることが求められています。

宿泊施設においては、ホテルや旅館、民宿、ゲストハウス、ユースホステルなど様々なタイプがあり、提供されているサービスの内容も異なります。

そのため、宿泊事業者は、提供するサービスの場面ごとに具体的な感染拡大予防対策を実践することが必要になります。

このガイドラインは、国の新型コロナウイルス感染症対策本部で定めた基本的対処方針に基づき、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会などが作成した「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」をベースにしています。

また、カラオケやゲームなどの遊興施設を整えている場合もみられることから、他業種のガイドラインも一部取り入れています。

「新型コロナ対策取組の宿」認定事業

【目的】

宿泊事業者がガイドラインに基づく新型コロナ対策を確実に行うことで、宿泊客に安全・安心な滞在を提供する。

【「新型コロナ対策総合ガイドライン」（セルフチェック票）の作成】

ホテル・旅館等には、さまざまなタイプやサービスがあり、他業種のガイドラインも参考に取り組む必要がある。

早期に取り組むための具体的な取組事例を紹介した総合ガイドラインを県旅館ホテル生活衛生同業組合が作成

【新型コロナ対策取組等の流れ】

- (1) ホテル・旅館等は「新型コロナ対策総合ガイドライン」でセルフチェックし、チェック票を組合に提出
※提出はメール又はFAXをお願いします。



- (2) 組合はチェックリストを確認し、認定証を交付



(3) 県の取り組み

- ①『新型コロナ対策取組の宿』を県HPで紹介
②旅行会社等への情報提供



県HPで紹介

問い合わせ先

①ガイドラインに関すること

和歌山県環境生活部 食品・生活衛生課 担当 梶本
電話番号 073-441-2636

②「新型コロナ対策取組の宿」認定事業に関すること

県旅館ホテル生活衛生同業組合 事務局
電話番号 073-431-1366

目次

(1)	留意すべき基本原則	P1	(9)	ビュッフェ・宴会場	P9
(2)	従業員使用施設（事務所・休憩スペース）	P2	(10)	送迎車	P10
(3)	フロント・ロビー	P3	(11)	付帯設備（エレベーター・エスカレーター・トイレ）	P10
(4)	客室	P4	(12)	ペット同伴及びペットの預かり	P11
(5)	大浴場（更衣室、休憩場を含む。）	P5	(13)	イベント会場（公演、講座等）	P12
(6)	プール・マシンルーム	P6	(14)	カラオケボックス等	P14
(7)	遊技施設・お土産売場（売店を含む）	P7	(15)	感染が疑われる、または感染者が発生した際の対応	P15
(8)	厨房	P8			

(1) 留意すべき基本原則		自己チェック 必須	組合 チェック
1	従業員及び宿泊者・入館者には、マスクの着用、咳エチケットの励行、密閉空間での会話を控える。		
2	患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。		
3	新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。		
4	発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。		
5	過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。		
6	従業員と宿泊客及び宿泊客同士の接触をできるだけ避けるため、間隔を空けた待ち位置の表示をするなど、対人距離を確保（2m（最低1m以上））する。		
7	感染防止のための宿泊客を整理（チェックイン・アウト時に密にならないように対応。）する。		
8	ロビー、大浴場、食事処・レストラン等、多くの宿泊客が同時に利用する場所での感染防止を図る。		
9	入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。		
10	窓の開閉が可能な場合は1時間に1回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。窓を開放する場合は、網戸やフィルター等で害虫の侵入を防ぐ。		
11	宿泊客への定期的な手洗い・消毒を要請する。		
12	ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。		
13	清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。また、作業後は手袋を外した後に手洗いや手指消毒を行う。		
14	従業員は毎日の体温測定、健康チェックを行う。		

(2) 従業員使用施設（事務所・休憩スペース）

No	新型コロナ対策取組事例	自己チェック		組合 チェック
		必須	推奨	
1	事業所等で従業員及び来訪者が触れることがある物品（例：テーブル、いす等）・機器等（例：電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等）について、こまめに消毒を実施する。			
2	従業員に対し、始業時、休憩後、トイレ後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる手洗い設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。			
3	外部関係者の立ち入りについては、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。 あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、オフィス内での感染防止対策の内容を説明するなどにより、理解を促す。			
4	休憩スペースは一定数以上が同時に入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。			
5	物品・機器等（例：電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等）については複数人での共用をできる限り回避する。			
6	名刺交換はオンラインで行うことも検討する。			
7	座席配置などは広々と設置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも対人距離を確保（2m（最低1m以上））するなどの対策を検討する）。			
8	人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。			

(3) フロント・ロビー

No	新型コロナ対策取組事例	自己チェック		組合 チェック
		必須	推奨	
1	フロントデスク、筆記具、モバイル機器による無人チェックインシステム等のタッチパネルは頻繁に清拭消毒する。			
2	返却されたルームキー・キーカードは必ず清拭消毒する。			
3	共有する物品（テーブル、いす、傘、下駄）を定期的に消毒する。			
4	現金等の受け渡しはコイントレー等で行う。			
5	テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、適切な間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペースを空ける。			
6	宿泊カードのオンライン化を行う。			
7	ルームキー、キーカードの受渡し時の感染を予防するため、生体認証やモバイル端末によるキーレスシステムを導入する。			
8	フロントやレジでの対面の接客時間の削減や現金等の受け渡し時の感染を予防するため、キャッシュレス対応、自社サイトやOTA（宿泊予約サイト）での事前決済、モバイル機器による無人チェックインシステム等を導入する。			
9	フロント、レジや受付など人と人が対面する場所は、対人距離を確保（2m（最低1m以上））する又はアクリル板・透明ビニールカーテン等で飛沫感染を防止する。			
10	チェックイン待ちの際の感染を予防するため、客室でのチェックイン手続きに変更する。 客室でのチェックイン手続きをする場合は、従業員は、フェイスガードを着用する。			
11	従業員による説明ではなく、文書の配布や動画の紹介等を導入する。			
12	モバイルによるプリチェックインを導入する。			
13	チェックイン時は代表者がまとめてチェックインを行い、ツアー参加者は一つの場所に固まらず、分散して待機を行うよう要請する。			
14	ロビーでの密集を防ぐため人数制限を行う。			

(4) 客室				
No	新型コロナ対策取組事例	自己チェック		組合 チェック
		必須	推奨	
1	客室清掃は、マスク・使い捨て手袋を着用し、次の内容を実施する。 ・使用済みタオルは、回収後に人が触れないように保管し、洗濯・消毒する。 ・ゴミはビニール袋で密閉して処理する。			
2	客室清掃時に、消毒剤（洗浄剤・漂白剤等）を使って部屋の設備の表面を清拭する。 例：ドアノブ、テレビ・空調のリモコン等、人の手が触れる備品			
3	客室清掃時に、使用した浴衣、スリッパ、コップ、急須、湯飲み、座椅子、座布団等は洗濯又は消毒済みのものと交換する。もしくは、館内用スリッパ等可能なものは使い捨てに変える。			
4	冷蔵庫内の飲料は提供を中止するか、消毒を徹底した上で配置する。			
5	客室清掃時は、換気を充分に行い、空調機を外気導入に設定する。			
6	従業員（清掃員）と宿泊客との接触による感染を防ぐため、宿泊客が部屋にいながらのハウスキーピング（清掃）を取りやめる。			
7	部屋⇄食事会場の移動でスリッパを使用する場合、履き間違いを防ぐための対応を行う。 例：記名シール、番号付クリップなど			
8	連泊の際は、宿泊客からの要望により清掃頻度を変更する。			

(5) 大浴場（更衣室、休憩場を含む。）			
No	新型コロナ対策取組事例	自己チェック	
		必須	推奨 組合 チェック
1	不特定多数の人の手に触れる部分を重点的に1日に複数回以上清掃及び消毒剤（洗浄剤・漂白剤等）を使って表面を清拭する。 例：ドアノブ、セキュリティロック、ロッカー、ソファ、マッサージ機器、体重計、ドライヤー、テーブル、イス、水や飲料サービス機器のボタン、扇風機のボタン、自動販売機等		
2	サウナ室では、室内で共用使用するタオルやマットなどの使用を中止し、利用者又は施設において別途用意した清潔なタオル等を利用するように促す。 但し、サウナ室での感染予防が難しい場合には、サウナはしばらくの間中止する。		
3	宿泊者等に次の内容を施設内の掲示やチラシ配布することで、飛沫感染の予防を徹底するように協力要請する。 ・入浴マナー（かかり湯、タオルを浸けない、髪を浸けない、騒がない、泳がない等）の徹底 ・浴室、浴槽内における会話を控えること ・浴槽や洗い場において、人と人との十分な距離を確保すること。		
4	サウナ室では、一度の利用人数や時間に制限を設けるなど密にならないようにする。 会話を控えることや対人距離を確保することを利用客に注意を促す（できるだけ2mを目安に（最低1m））。適切に換気を行う。 但し、サウナ室での飛沫感染予防が難しい場合には、サウナはしばらくの間中止する。		
5	宿泊者等に次の内容を施設内の掲示やチラシ配布することで、接触感染の予防を徹底するように協力要請する。 ・宿泊者等が備品を使用する前または後に備品の清拭消毒を実施する。 例：ソファ、マッサージ機器、体重計、ドライヤー等 ・浴室の宿泊者等が共有する物品は、使用後に流水で水洗いする。 例：風呂桶、風呂椅子、シャワーヘッド等 ・タオルは客室に準備したものを持参する。		
6	脱衣室、浴室、休憩室での密集を防ぐため、入場制限を行う。 例えば、浴槽内の面積を1人あたりに必要な面積（4～16㎡）で割る方法などが考えられる。 また、入場制限の手法の例として、宿泊者の管内用スリッパと日帰り入浴者の下足の数を管理し、一定数を超えると入場をお断りするなどの手法が考えられる。		

(6) プール・マシンルーム

No	新型コロナ対策取組事例	自己チェック		組合 チェック
		必須	推奨	
1	不特定多数の人の手に触れる部分を重点的に1日に複数回以上清掃及び消毒剤（洗浄剤・漂白剤等）を使って表面を清拭する。 例：ドアノブ、セキュリティロック、ロッカー、体重計、ドライヤー、テーブル、いす、水や飲料サービス機器のボタン、扇風機のボタン等			
2	貸しタオル等中止し（タオル、化粧品、ブラシ等は浴場にセットしない）、客室に準備したタオル等を持参してもらう。			
3	脱水機の使用を禁止する。			
4	次の内容を施設内の掲示やチラシ配布をすることで、感染の予防を徹底するよう協力要請する。 ・マシン（座面、グリップ、タッチパネル）、ストレッチマット、ダンベル等の使用後の清拭消毒を実施すること。			
5	マシン・トレッドミルの汗拭き用として設置されているタオルの共用を禁止する。 例：消毒液とキッチンペーパー等を各マシンに備え付け、使用後に消毒を行う。タオルではなく使い捨てを原則とする。			
6	屋内プールは、湿度を下げすぎないように注意しつつ、換気を行う。			
7	プールのベンチ・イスは着席距離を確保、または撤去（特に対面となるものは避ける）する。マシン等の間隔を開ける（2m四方）。			
8	次の内容を施設内の掲示やチラシ配布することで、飛沫感染の予防を徹底するよう協力要請する。 ・会話を控えること ・人と人との十分な距離を確保すること。 ・マシンルーム使用時は可能な限りマスクまたはバフ（ネックゲイター）などを着用すること。			
9	屋内プール、更衣室、休憩室での密集を防ぐため、入場制限を行う。 例えば、プールの面積又は更衣室の面積を1人あたりに必要な面積（4～16㎡）で割る方法などが考えられる。			
遊泳用プールの衛生対策		自己チェック		組合 チェック
		必須	推奨	
10	遊離残留塩素濃度は、0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましいこと。 塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は0.1mg/L以上0.4mg/L以下であること。 また、亜塩素酸濃度は1.2mg/L以下であること。			
11	・遊離残留塩素濃度：少なくとも毎日午前中1回以上及び午後2回以上の測定 ・水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌：毎月1回以上の測定 ・総トリハロメタン：毎年1回以上の測定（通年営業又は夏期営業のプールにあっては6月から9月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあっては水温が高めの時期とすること。）			

(7) 遊戯施設・お土産売場（売店を含む）

No	新型コロナ対策取組事例	自己チェック		組合 チェック
		必須	推奨	
1	不特定多数の人の手に触れる部分を重点的に1日に複数回以上清掃及び消毒剤（洗剤・漂白剤等）を使って表面を清拭する。 例：遊技機レバー・プッシュボタン、買い物かご、コイントレー等			
2	現金等の受け渡しはコイントレー等で行う。			
3	据え置き型の試食サービスではなく、従業員からの手渡しの試食サービスへ切り替える、もしくは廃止する。			
4	施設内概ね2㎡に1人の入場制限を設け、積極的に感染リスクを減らす。			
5	多くの人に触れるようなサンプル品・見本は取り扱わないこと。			
6	遊戯施設へ入る際に掲示等で次の内容を要請する。 ・マスクを着用し、手指を消毒すること。 ・特定の場所の前に大勢の人数で集まらないこと。 ・大声を出したり、飲食はしないこと。			
7	遊技機の座席間隔を設け、物理的に間引き・遮蔽パネル等を講じる。			

(8) 厨房

No	新型コロナ対策取組事例	自己チェック		組合 チェック
		必須	推奨	
1	厨房の調理設備・器具を台所洗剤（界面活性剤）で清拭し、作業前後の手洗い等、従来から取り組んでいる一般的な衛生管理を徹底する。			
2	下膳と同時に料理提供をしない。			
3	下膳作業後の手洗い、手指消毒を徹底する。			
4	配膳の段階で飛沫感染のリスクを抑えるため、マスクの着用や頻繁な消毒等を行う。			

※ 新型コロナウイルスの主な感染ルートは接触感染・飛沫感染であり、食品を介しての感染例はないが、食中毒予防のための一般的な対策は重要である。

(9) ビュッフェ・宴会場				
No	新型コロナ対策取組事例	自己チェック		組合 チェック
		必須	推奨	
1	運搬用機器の手に触れる部分やドリンクサーバーのボタン、ピッチャーの持ち手を定期的に清拭消毒する。ドリンクはできるかぎりスタッフが手袋を着用の上注ぐ。			
2	卓上には原則として調味料・冷水ポット等を置かないようにするが、撤去が難しい場合は、お客様が入れ替わる都度、清拭消毒や用具の交換を行う。			
3	テーブル、イス、座布団、メニューブック、タッチパネル、卓上ベル等はおお客様の入れ替わる都度、清拭消毒を行う。			
4	使用したトレイを清拭消毒してから次の宿泊客に提供する。			
5	下膳と同時に料理提供をしない。			
6	下膳作業後に手洗い、手指消毒をする。			
7	会場入口での受付・案内時に掲示等で次の内容を要請する。 ・入場前又は入場時に手洗い又は手指消毒すること。 ・宿泊客は自席で食事中以外（宿泊客のテーブル間の通行や移動等）はマスクを着用すること。 ・近距離での会話や大声は控えること。 ・滞在時間をできるだけ最小限にすること。			
8	順番待ちが会場外に及び場合は、従業員が間隔を保つように誘導するか、または整理券の発行や予約制により行列を作らない方法を工夫する			
9	宴会場や個室を使用する場合は、参加人数や滞在時間を制限し、十分な換気を行う。			
10	ビュッフェ方式をセットメニューでの提供に、鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに変更する。			
11	宿泊客ひとりひとりに取り分け用の tong やお箸又は手袋を渡し、使い終わった tong は回収・消毒して tong 類を共用しないようにする。			
12	ビュッフェやサラダバー及びドリンクバーは、利用者の飛沫がかからないように食品・ドリンクを保護する（カバーを設置するまたは従業員があらかじめ又はその場で小分けする。また、客席と料理提供空間が近い場合にはアクリル板等の仕切りを設ける）			
13	テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、適切な間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペースを空ける。			
14	カウンターでは、お客様と従業員の会話の程度に応じ、従業員のマスク着用のほか、仕切りの設置など工夫する。			
15	テーブルサービスで注文を受けるときは、お客様の側面に立ち、可能な範囲で間隔を保つ。			

(10) 送迎車

No	新型コロナ対策取組事例	自己チェック		組合チェック
		必須	推奨	
1	乗客が手に触れる部分を消毒剤（洗剤・漂白剤等）を使って表面を清拭する。 例：ドアノブ等			
2	自社バスでの送迎の場合は、密集しないよう人数を制限して運行する。			
3	車内での会話を控えるよう要請する。			
4	車内換気を行う。			
5	車内飲食を禁止する。			
6	送迎車の運転席と後部座席の間にはビニールシート等で仕切りを設置する。			

(11) 付帯設備（エレベーター・エスカレーター・トイレ）

No	新型コロナ対策取組事例	自己チェック		組合チェック
		必須	推奨	
1	エレベーター内や押しボタンやエスカレーターのベルトは、定期的に消毒剤（洗剤・漂白剤等）を使って表面を清拭する。			
2	エレベーター内が過密状態にならないよう乗車人数を制限する。（重量センサーの調整（少ない人数でブザーが鳴る）、看板の設置による定員の明記）			
3	トイレ内の不特定多数の人の手に触れる部分を重点的に1日に複数回以上清掃及び消毒を行う。 例：ドアノブ、水栓レバー、トイレの蓋、トイレトーパーホルダー等			
4	ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。			
5	トイレの清掃時は換気し、完全に空気を入れ替える。			
6	トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。			
7	トイレは常時換気をオンにしておくなど換気に留意する。			

(12) ペットの同伴及びペットの預かり				
No	新型コロナ対策取組事例	自己チェック		組合 チェック
		必須	推奨	
1	ペットの預かりを行う場合、受け渡しは、「リード装着のまま」もしくは「クレートやキャリーバッグごと」お預かり、お返しする。 ※だっこでの受け渡しは禁止する。			
2	事業者は、ペットと同伴する宿泊者にペットは宿泊前（宿泊の前日が望ましい）にシャンプーするよう事前に協力要請する。			
3	預かったペットの飼養施設内で作業する際の着衣や履物は消毒や着替えを行う。			
4	他のペットとの接触は極力控える。			
5	預かったペットの飼養施設は、空気が淀まないよう、換気をこまめに行う。 例：冷房使用時にもペットの体調を確認しながら1時間に1回程度の換気を行うことが望ましい。			
6	預かりサービスは、完全予約とする。			
7	可能であれば、預かり後にシャンプーをする。			
8	ペットを預ける又は預かる際の新型コロナウイルス感染症対策については、環境省HPにある公益社団法人東京都獣医師会が作成した「新型コロナウイルスに感染した人が飼っているペットを預かるために知っておきたいこと（Ver.3）【2020年6月3日】」を預かりの場所や対応する人員などスタッフ間で情報を共有して適切に対応する。			

(13) イベント会場（公演、講座等）				
No	新型コロナ対策取組事例	自己チェック		組合 チェック
		必須	推奨	
1	各回の公演ごとに、その公演前に、観覧席のドアノブや手すり等、不特定多数が触れやすい場所の消毒を行う。			
2	公演等に係る演者のグッズ販売は、原則としてオンラインでのみ行う。売店を設ける場合は、お土産売り場（売店を含む）のコロナ対策を行う。			
3	楽屋、控室、バックヤードを利用する場合は、客室のコロナ対策を行う。			
4	直接手で触れることができる展示物等は展示しない。			
5	会場入口での受付・案内時に掲示等で次の内容を要請する。 ・入場前に手洗い又は手指消毒すること。 ・マスクを着用すること ・ソーシャルディスタンスを確保すること ・近距離での会話や大声は控えること。 ・入場時の検温（講座を行う場合）			
6	公演前に来場者に次の内容を要請する。 ・入待ち・出待ちは控えるよう呼びかける。 ・差し入れは控える。			
7	公演の前後に、人が滞留しないよう段階的出入り等の工夫を行う。 例：退場時は、混雑しないようにできるだけ対人距離を確保（2m（最低1m以上））し、列ごとに分けて退場を促す。			
8	公演での座席の最前列は、舞台から十分な距離を取る。 感染予防に対応し十分な座席の間隔を確保（前後左右を空けた配置、距離を置くことと同等の効果を有する措置等）する。 原則指定席とする。自由席の場合は定員を制限する。			
9	来場者と接触するような演出（来場者をステージにあげる、ハイタッチをする等）は行わない。			
10	公演等に係る演者のグッズ販売は、原則としてオンラインでのみ行う。売店を設ける場合は、お土産売り場（売店を含む）のコロナ対策を行う。			
11	公演等の前後及び休憩中に会場内の換気を行う。 （興行場法により定められた県が求める換気性が確保できているか確認する。）			

No	新型コロナ対策取組事例	自己チェック		保健所 チェック
		必須	推奨	
12	来場者の氏名・住所を把握し、感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力に備える。			
13	入場時のチケット確認（もぎり）を簡略化（目視や、スタンプを推奨する）する。 チケット窓口・もぎりなど対面で販売を行う場合、アクリル板・透明ビニールカーテン等で飛沫感染を防止する。 もぎりの際は、手洗い、アルコール消毒、手袋を着用等を徹底する。			
14	来場者数や滞在時間を制限する。			
15	講座を行う場合は、横並び着席を推奨（座席レイアウトの変更）する。			

(14) カラオケボックス等				
No	新型コロナ対策取組事例	自己チェック		組合 チェック
		必須	推奨	
1	客室清掃時に、消毒剤（洗浄剤・漂白剤等）を使って部屋の設備の表面を清拭する。 例：ドアノブ、マスク・リモコン・タブレット端末・カラオケ機器、テーブル、電気のスイッチ、インターフォン、椅子等、人の手が触れる備品			
2	利用者に受付・案内時に掲示等で次の内容を要請する。 ・各部屋を30分ごとに換気すること（扇風機等の活用により扉から喚起）。 ・歌唱に際して、対人間の距離を2m以上とることに理解を求め、座席間隔についても、できるだけ2m（最低1m）以上空け、横並びで座ること。 ・利用者にマスク又は目や顔を覆う防護具を装着して歌唱すること。歌唱及び飲食中以外はマスクを着用すること。			
3	歌唱者間の距離が十分に確保できるよう、各室における入場人数の制限を行う（人数が各室の通常定員の半数以下）。家族等の特定の利用者であっても、定員の半数以上であれば、分散利用を促す。			
4	個人別マイクとした上での飛沫防止のための防音マイクカバー等の装着をする。			
5	飲食物の提供時には、マスク又は目や顔を覆う防護具を装着し、利用者の側面に立ち、可能な限り間隔を保つ。			
6	ステージと座席との間にビニールカーテン等の仕切りを設置する。			
7	利用者の氏名・住所を把握し、感染が発生した場合の利用者への確実な連絡と行政機関による調査への協力に備える。			

（１５）感染が疑われる、または感染者が発生した際の対応

（１） 宿泊客等

① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合発熱及び呼吸器症状が出ている場合

- ・別室で待機し、外に出ないようにお願いします。（事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を決めておく。）

- ・マスク着用をお願いします。

- ・保健所の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、感染の疑いのある宿泊客の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従う。（あらかじめ保健所への連絡係（施設責任者・イベント責任者等）を決めておくこと。）

- ・当日の宿泊者名簿を把握し、行政機関からの照会などに備える。

- ・館内の他の宿泊客への情報提供は、保健所の指示に従う。

- ・食事は客室に届け他の宿泊客との接触を避ける。対応するスタッフも限定する。対応時にはマスクを着用する。

② PCR 検査で陽性が判明した場合

- ・陽性となった来訪者と濃厚接触者を把握し、保健所の指示に従う。

③ 感染者が使用したサービス品（客室、座席等）の消毒

- ・新型コロナウイルスはプラスチックやステンレス上に最長で3日程度生存することから、使用した客室などはその期間内はサービスを停止する必要がある。

（２） 従業員

① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、発熱及び呼吸器症状が出ている場合

- ・施設責任者は、従業員に出勤を控えるよう伝え、保健所に相談する。

- ・施設責任者は、過去2週間の行動を把握しておく。

- ・自宅待機後に、施設責任者は復帰判断を行う。

② PCR 検査で陽性となった場合

- ・従業員は、保健所の指示に従い入院または自宅待機等を行う。

- ・施設責任者は、濃厚接触者を把握し、保健所の指示に従う。

＜参考にしたガイドライン等＞

- ・新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年5月14日 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 日本旅館協会 全日本シティホテル連盟

- ・オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年5月14日 一般社団法人 日本経済団体連合会

- ・浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月29日 全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会

- ・スイミングクラブにおける新型コロナウイルス感染拡大予防のためガイドライン

令和 2年 5月 18日 一般社団法人 日本スイミングクラブ協会

- ・FIAフィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン

令和 2年 5月 25日 （一社）日本フィットネス産業協会

- ・遊泳用プールの衛生基準について（平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知）

- ・「ゲームセンター」における新型コロナウイルス感染拡大予防のためガイドライン

令和 2年 5月14日 一般社団法人 日本アミューズメント産業協会

- ・小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月14日 オール日本スーパーマーケット協会など

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン

令和2 年5 月14 日 一般社団法人 日本フードサービス協会 など

- ・ペットサロン・ペットホテル運営における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月18日 非営利一般社団法人日本ペットサロン協会

- ・公民館 における新型コロナウイルス 感染拡大予防 ガイドライン

令和2年5月14日（一部改訂 令和2年5月25日） 公益社団法人 全国公民館連合会

- ・演芸場 における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月29日 全国興行生活衛生同業組合連合会

- ・カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月25日 一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会等